

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 風舎

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人風舎の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事、評議員、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給及び額)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。但し、常勤役員が施設職員を兼務している場合は、職員給与規程に基づき給与を支払うこととし、報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員については、法人業務を行う場合は別表1のとおり報酬を支給する。但し、交通費等の実費が発生する場合は、旅費規程に基づき、別途、旅費を支払うことができる。
- (3) 前号にかかわらず、税理士の資格を有する監事については、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 理事長の報酬は、別表3により支払うことができる。但し、交通費等の実費が発生する場合は、旅費規程に基づき、別途、旅費を支払うことができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表4に定める額
- (2) 通勤手当については職員給与規程第17条の規定に準ずる額

2 常勤役員が職務のために出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。但し、その日が土曜日、日曜日または休日の場合は、その前日とする。

2 第3条第1項第2号及び第3号の規定により支給する非常勤役員の報酬等については、会議の都度支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月17日の定時評議員会議決後から施行する。
- 2 (平成30年5月9日 評議員会 議案第3号)  
この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- 3 (2019年(平成31年)3月26日 評議員会 議案第1号)  
この規程は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬額

名 称	単 位	報 酬 額	業 務 内 容
理事	1 日	5,000 円	理事会及び理事会以外の法人業務
監事	1 日	5,000 円	理事会、評議員会、監事監査、上記以外の法人業務
評議員	1 日	5,000 円	評議員会及び評議員会以外の法人業務
苦情対策第三者委員	1 日	5,000 円	理事会（任意）及び苦情対応関係
評議員選任・解任委員	1 日	5,000 円	評議員選任・解任委員会

※上記報酬額から所得税を除算した額を支給する。

別表2 税理士の資格を有する監事の報酬額

名 称	単 位	報 酬 額	業 務 内 容
監事	1 回	20,000 円	理事会・評議員会等定期会議以外の法人業務等（主に定期監査業務）

別表3 理事長報酬額

名 称	単 位	報 酬 額	業 務 内 容
理事長	1 月	50,000 円	理事会・評議員会等定期及び臨時会議以外の法人業務

別表4 常勤役員の報酬額

名 称	単 位	報 酬 額	業 務 内 容
常勤理事	1 月	200,000 円	法人業務全般及び施設長不在の期間は施設長代行業務